

個人情報保護マネジメントシステム—要求事項

正 誤 票

区分	位置	誤	正
附属書 A	表 A.1 A.3.4.2.6 第 2 段落	特定…ならない。ただし、A.3.4.2.4 の a) ~d) のいずれかに該当する場合には…要しない。	特定…ならない。ただし、A.3.4.2.3 の a) ~d) のいずれかに該当する場合には…要しない。
附属書 B	B.3.3.3 第 1 段落	A.3.3.3 は…求めている。個人情報保護リスクは、本文の 3.44 で定義するように…含んでいる。	A.3.3.3 は…求めている。個人情報保護リスクは、本文の 3.43 で定義するように…含んでいる。
	B.3.4.2.2 b) の下	不正の…その併科。法人に対する 3 億円以下の罰金) が科され得る。	不正の…その併科。法人に対する 5 億円以下の罰金) が科され得る。

平成 30 年 3 月 15 日作成